

TC フォーラム研究報告 2021 年2号 ©石村耕治 デジタル改革関連法を読む 2021 年 4 月

TC フォーラム研究報告 2021 年2号(2021 年 4 月) **デジタル改革関連法を読む**

証券&預貯金口座のマイナンバー管理強化 **～菅政権のデジタル国家総動員体制づくりを斬る**

人権が護られてはじめてデジタル化はゆるされる

石 村 耕 治

(TC フォーラム共同代表・白鷗大学名誉教授)

◆デジタル国家総動員体制を目指す菅政権とふがいない野党 **～人権が護られてはじめてデジタル化はゆるされる**

新自由主義万歳の菅政権は、「自助」、「行政改革」を旗頭に、過激なデジタル化推進を叫ぶ。デジタル化は、使い方を誤れば、人権をむしばむ。にもかかわらず、この政権の看板であるデジタル改革関連法のなかに“人権”、“人格権”の文字がまったくない。コロナ禍、緊急時に便乗した「デジタル国家総動員体制」の確立が真の狙いだからだ。菅政権のデジタル化政策は、人権などまったく眼中にない中国習政権のデジタル国家主義、ハイテク監視国家のイメージと重なる。いや、それ以上悪いかもしれない。そもそも自国内で人権を粗末に扱う菅政権は、中国やミャンマーの人権状況など非難できるわけがない。

問われるのは、人権を大事にする野党がデジタル化問題にあまりにも無関心、知見がないことである。もっとデジタルに強くなって欲しい。みずからのデジタルデバインド(情報技術格差)が問題の克服に努めてほしい。マイナンバーやカードの利用が際限なくエスカレートし、そして全国民の人権/究極のプライバシーである生体認証情報までもが今まさに国家管理の危機にさらされているのである。

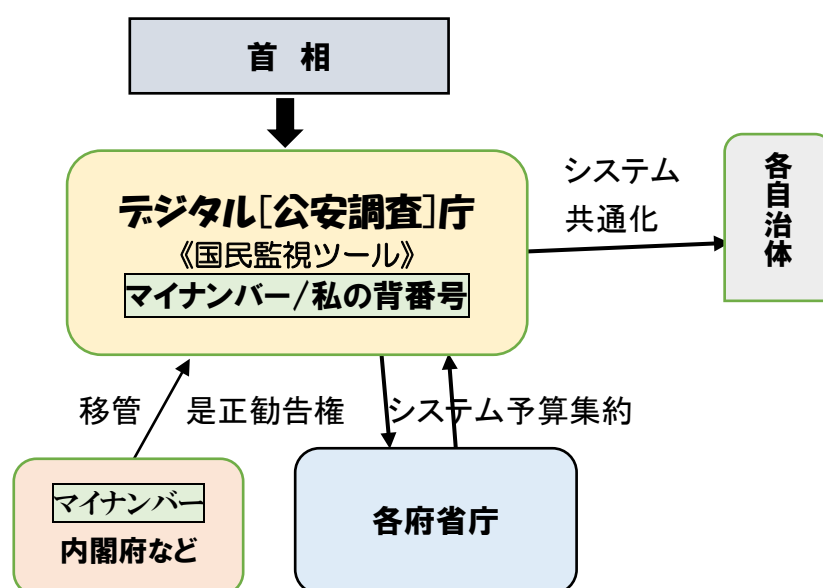
野党議員は、週刊誌報道をネタにしたリアル問題の追及になると、がぜん元気になる。首相の長男や IT 企業、総務相や役人との会食などで“技あり”を繰り返し、見せ場をつくる。だが、デジタル改革関連法のような問題になると、鋭いつっこみはほとんどない。現在の野党議員のレベルのデジタルの知識では、デジタル政策での役人の独断場に参加して対等に渡り合うのは至難なことがわかる。例えば、最近、立民がまとめた基本政策を読んでも、デジタル化に伴う人権問題にはまったくふれていない。

目下の最大の国民的課題の一つは、野党や政治家のデジタルデバインド(情報技術格差)問題をどうするかにある、といっても過言ではない。

◆デジタル国家総動員体制の大本営、デジタル[公安調査]庁

デジタル国家総動員体制を目指す菅政権は、首相直轄の組織として、「デジタル庁」を設ける。デジタル庁は、国民をマイナンバー（私の背番号）& IC カードを監視ツールに使う国民データを収集・ハイクテ監視するための司令塔/大本営である。いわば、「デジタル[公安調査]庁のような存在だ。ここに、マイナンバー（私の背番号）に関するあらゆる権限を集約する。デジタル[公安調査]庁の所在および役割は、おおまかに図説すると、次のとおりである。

【図表1】ハイクテ監視国家の大本営・デジタル[公安調査]庁の所在



【コラム】惨事便乗資本主義、ショック・ドクトリンとは何か

～新自由主義の化けの皮を剥がしたナオミ・クライン

新自由主義経済政策(neoliberal free market policy)を説いた代表格の人物は、アメリカの経済学者、故ミルトン・フリードマン(Milton Freedman/1912 年—2006 年)だ。彼は、過激な市場競争ファーストで、「大きな政府(big government)」や「福祉国家(nanny state)」をさかんに攻撃した。ケインズ主義に反対して徹底した自由市場主義を展開したことで有名。新自由主義者(neoliberalism/リバタリアン)のフリードマンは、**国家の役割は外交と警察以外はすべて民営化し、市場の決定に委ねよ**、という理論。

こうした理論は、アメリカの共和党のバックボーンにもなっている。過激な新自由主義が猛威をふるい、アメリカは、これまでにないほどひどい格差社会になった。**福祉は国民を墮落させる、格差社会が広がったら、涙金をばら撒くベーシックインカム(Basic Income)でカバーすればよい**、と説いたのもフリードマンだ。わが国では、菅政権を理論的に支える竹中平蔵らが同じ考えを取る。

ミルトン・フリードマンは、「**真の変革は、危機状況によってのみ可能となる**」と説く。つまり、台風とか、津波とか、戦争とか、新型コロナ感染症パンデミック(コロナ禍)とか、大惨事、大災害(disaster)の直後にのみ、大改革のための「**ショックセラピー/ショック療法(shock therapy)**」が可能というわけだ。

カナダ人ジャーナリストで社会活動家の**ナオミ・クライン**は、こうした考え方を「**惨事便乗型資本主義(disaster capitalism)**」、「**ショック・ドクトリン(shock doctrine)政治**」と呼んだ。そして、2007 年に、ナオミ・クラインは、『ショック・ドクトリン：惨事便乗型資本主義の正体を暴く(上・下)』(磯島幸子・村上由美子訳、岩波書店、2011 年)【原著：Naomi Klein, “The Shock Doctrine: the Rise of Disaster Capitalism”】を出版した。過激な新自由主義の狡猾さを暴き、幅広い共感を得た。北米では、ベストセラーになった。

わが国では、**東日本大震災時に、ショック・ドクトリン/ショックセラピー政治**が横行した。被災者が、大津波、原発事故などで茫然自失、右往左往していたときに、第一次産業である水産業への民間企業参入のための水産特区の創設(漁協以外の法人が被災地で漁業権の取得・行使の特例)の話が出てきた。つまり、伝統的の漁協に加入する漁師個人にのみ認められてきた漁業権を、営利法人でも取得・行使できるようにする提案が出され、法改正が行われた。まさに、どさくさに紛れた火事場泥棒型新自由主義に根差した策略の典型である。宮城県知事とかショック・ドクトリン/ショックセラピー政治の船頭役の首長もいた。

ジャーナリストで社会活動家の古川美穂が、「東北ショック・ドクトリン」のタイトルで、優れた分析をし、出版している。【古川美穂『東北ショック・ドクトリン』(岩波書店、2015 年)】。

◆菅政権のデジタル国家総動員体制づくりのメニュー

菅政権の**デジタル国家総動員体制づくり**は、**国民をデータ監視監獄、デストピア(暗黒郷)に封じ込め**ることからはじまる。また、封じ込めの手法としては、国民監視ツールである個人番号 & IC カードの利用がベースである。

リアル(現実空間)での国家総動員体制づくり、国家緊急事態体制の整備は、至難である。やれ憲法改正が必要だとか、民主主義を愛する野党や国民からの賛同は容易に得られない。ミャンマーその他の諸国の映像が目には焼き付いているからだ。

しかし、“デジタル”という未踏の空間での国家総動員体制づくりは、比較的容易である。デジタルに弱い国民や議員がわんさいるからである。まさに、菅政権は、国家総動員体制、国家非常事態体制のターゲットを“デジタル”に絞ったのである。

菅政権の**デジタル国家総動員体制づくり**の具体的なメニューは、デジタル改革関連法にアップされたものと、別枠で進められているものがある。主なものをリストアップすると、次のとおりである。

【図表2】菅政権のデジタル国家総動員体制づくりの主なメニュー

- ・ 2020 年 7 月 政府のデジタル国家戦略で「ショックセラピー」をアナウンス
- ・ 2020 年 11 月 番号カードのスマホ申請書の発送開始
- ・ 2020 年 12 月 政府の IT 総合戦略本部が「ハイテク監視国家政策」を言明
- ・ 2021 年 2 月 課税庁の銀行調査のオンライン化開始
- ・ 2021 年 公金受取口座の登録・番号利用開始
- ・ 2021 年 3 月 個人番号カードの健康保険証としての利用開始
- ・ 2021 年 3 月 顔認証式番号カード使用オンライン保険資格確認システム(M システム)の始動
- ・ 2021 年 9 月 デジタル庁発足
- ・ 2023 年 3 月 全住民への番号カード交付完了
- ・ 2023 年 介護保険証と番号カードの一体化
- ・ 2023 年 生活保護受給者医療扶助の医療券と番号カードの一体化
- ・ 2023 年 学習成績の個人番号管理
- ・ 2024 年 預貯金口座への付番開始
- ・ 2025 年 3 月 運転免許証と番号カードの一体化
- ・ 2026 年 3 月 外国人在留カードと番号カードの一体化
- ・ 2026 年 3 月 国・地方自治体とのシステム統一(現行の 3 本建ての国の個人情報保護法の一本化と地方自治体の個人情報保護条例の一元化を含む)

【図表3】今国会提出のデジタル改革関連法案一覧

- ①デジタル社会形成基本法案(内閣官房)
 - ②デジタル庁設置法案(内閣官房)
 - ③デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣官房・内閣府本府・総務・法務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通省)
 - ④公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案(内閣府本府・金融庁・財務省)
 - ⑤預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案(内閣府本府・金融庁・財務・厚生労働・農林水産・経済産業省)
 - ⑥地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案(総務省・内閣官房)
- 【法案がアップされている政府サイト】
- ①②③は内閣官房のサイト <https://www.cas.go.jp/jp/houan/204.html>
- ④⑤は内閣府のサイト <https://www.cao.go.jp/houan/204/index.html>
- ⑥は参議院のサイト <https://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/204/pdf/t0802040312040.pdf>

税理士電子証明書(IC カード)とマイナンバーの利用 ～国家資格事務のマイナンバー管理と情報連携

デジタル国家総動員体制づくりの一環として、③デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律には、「①国家資格に関する事務等におけるマイナンバーの利用および情報連携を可能にする」項目がある。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案の概要		<予算関連法案>	
趣旨		デジタル社会形成基本法に基づきデジタル社会の形成に関する施策を実施するため、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の関係法律について所要の整備を行う。	
概要		個人情報保護制度の見直し（個人情報保護法の改正等） ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。 ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。 ③ 学術研究分野を含めたGDPR（EU一般データ保護規則）の十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。 ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。 施行日：公布から1年以内（地方公共団体関係は公布から2年以内） マイナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続の効率化（マイナンバー法等の改正） ① 国家資格に関する事務等におけるマイナンバーの利用及び情報連携を可能とする。 ← 税理士用電子証明書 ② 従業員本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供を可能とする。 施行日：公布日（①のうち国家資格関係事務以外（健康増進事業、高等学校等就学支援金、知的障害者など）、公布から4年以内（①のうち国家資格関係事務関連）、令和3年9月1日（②） マイナンバーカードの利便性の抜本的向上、発行・運営体制の抜本的強化（郵便等野郵政法、公的個人認証法、住民基本台帳法、マイナンバー法、J-LIS法等の改正） <マイナンバーカードの利便性の抜本的向上> ① 住所地市区町村が指定した郵便局において、公的個人認証サービスの電子証明書の発行・更新等を可能とする。 ② 公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき、基本4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）の提供を可能とする。 ③ マイナンバーカード所持者について、電子証明書のスマートフォン（移動端末設備）への搭載を可能とする。 ④ マイナンバーカード所持者の転出届に関する情報を、転入地に事前通知する制度を設ける。等 施行日：公布日（①）、公布から2年以内（①以外） <マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化> J-LISの国・下諸機関化 ① 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）による個人番号カード関係事務について、国による目標設定、計画認可、財源措置等の規定を整備。 ② J-LISの代表者会議の委員に国の選定した者を追加するとともに、理事長及び監事の任免に国の認可を必要とする等、国によるガバナンスを強化。 ③ 電子証明書の発行に係る市町村の事務を法定受託事務化。等 施行日：令和3年9月1日 押印・書面の交付等を求める手続の見直し（48法律の改正） ○ 押印を求める各種手続についてその押印を不要とするとともに、書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とする。 施行日：令和3年9月1日（施行までに一定の準備期間が必要なものを除く。）	

ここでは、デジタル国家総動員体制づくりの一環として、常時国家緊急事態を支える社会保障と税分野の32の国家資格をマイナンバーで紐づけることが狙いである。

一方、税理士会は、第5世代電子証明書とマイナンバーカードを紐づけるようなアナウンスメントを行っている。

第四世代電子証明書の発行終了及び第五世代電子証明書への切替えに伴う対応について

情報システム部

現在、日本税理士会連合会が発行している第四世代税理士用電子証明書（以下、ICカード）は、本年12月31日で利用が終了となります。これによる第五世代ICカードへの切替えにあたり、6月頃に、第四世代ICカードを所有している各会員事務所に案内が順次送付されることとなっております。

また、第五世代ICカードでは、現行の第四世代ICカード又はマイナンバーカード（電子証明書が格納されているもの及び有効期限が切れていないものに限る）を利用してオンラインで申込みことができ、当該申込みにおいては公的証明書の添付が不要となります。本会会員に対しては、6月28日（月）よりオンライン申込み受付が開始される予定です。

なお、現行の第四世代ICカードの発行は、本年3月15日申込書到着分をもって終了いたしますので、第五世代ICカードのオンライン申込みに際し、取得を予定されている方はご注意ください。現行の第四世代ICカードを取得していない方は、書面により第五世代ICカードをお申込みいただけます。日税連電子認証課へご連絡の上、専用の申込書をご請求ください。

◆ ICカード発行に関する問合せ先：

日本税理士会連合会 電子認証課（直通）TEL：03（5435）0940

医師や看護師など医療従事者の国家資格など、**デジタル国家総動員体制づくり**の一環として、国家緊急事態に賦役を求めるためにマイナンバー管理を必要性はわかる。しかし、税理士の資格の場合はよくわからない。というわけで、第5世代電子証明書とマイナンバーの関係がいまひとつ不透明である。今のところ、運転免許証のマイナンバー管理のレベルの話だと思う。

政府は、「国家資格等管理システム」（仮称）を構築し、2024 年稼働を目指しているようである。つまり、税理士の資格証明等は、マイナバーと絡ませて、国の国家資格等管理システム（仮称）、マイナポータル（政府ポータルサイト/電子政府）のなかで管理していく方向のようである。

この時代、ダムとか原発とかリアル的大型公共事業をやるわけにはいかない。そこで、国は、デジタル国家総動員体制づくり政策で、IT 分野への血税をジャブジャブつぎ込む「公共事業」をはじめた。しかし、そのしわ寄せを食うのが、税理士などを含む零細事業者やその業界団体である。

日税連は、このシステムに参画すると、独自でデジタルプラットフォームを管理するよりは、マイナポータルに「ただ乗りでき、経費削減につながる？」と、いうのだが……。日税連の資料（税理士界 2021 年 2 月 15 日掲載）「国税庁講演・国家資格等管理システム（仮称）の構築について」が参考になる（）。国の役人が推進する計画、日税連の対応・考え方などを知るには、参考になるのではないかな？

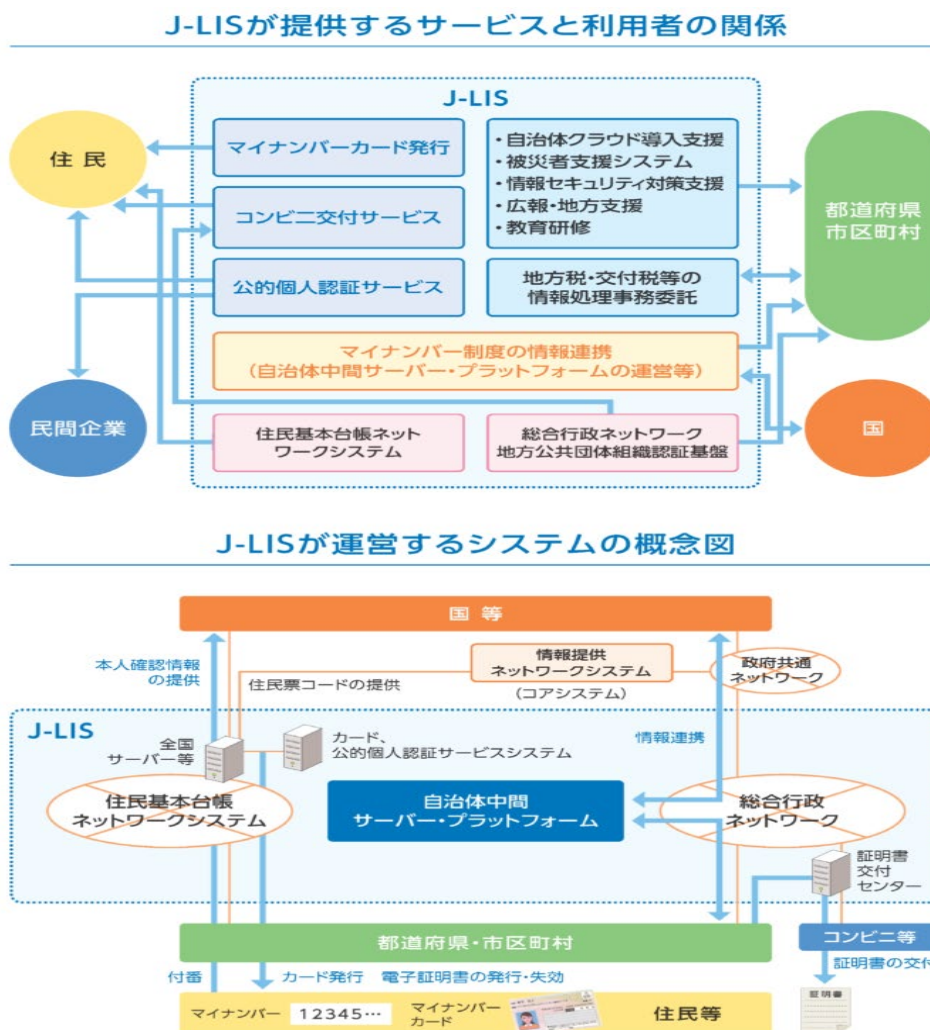
国の役人は、マイナバーを使った個人の人格管理、中国のような「人間ポイント評価」の仕組みを構築しようとしている。このころから、油断大敵である。税

理士をもっともっと“税務署のお手伝いさん化”するための「税理士のポイント評価」なども眼中にないとも言切れない。

◆ジェイリス/J-LIS の国直轄化の推進

デジタル国家総動員体制づくりの一環として、③デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律では、自治体共管の組織体とされてきたマイナンバー IC カードの発行などの事務を担ってきた「地方公共団体情報システム機構(ジェイリス/J-LIS)」の国直轄化を強める改正が行われる。理事長や幹事の任免に国の認可を必要とする、その他国によるガバナンス強化など。ジェイリス/J-LIS は、国の役人やデジタル[公安調査]庁が、自由に操れる組織体・手足になる。

● 現在のジェイリス/J-LIS の仕組み



引用: [J-LIS 案内パンフ](#) (2 頁)

公金受取口座の登録、証券口座・預貯金口座への付番 相続税サービスとは何か

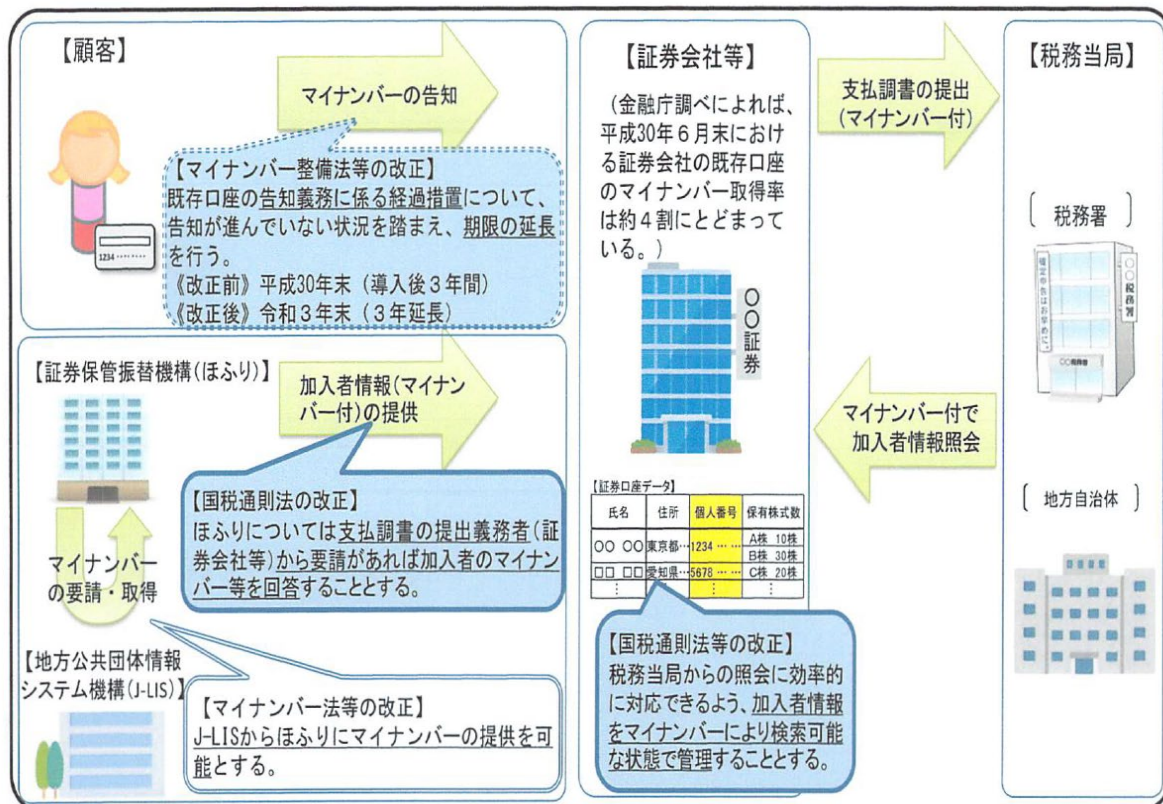
◆証券口座への付番(2019 年)【2019 年度税制改正(納税環境整備関係)】

証券会社等への証券口座保有者からのマイナンバーの提出が進まない。そこで、2019 年税制改正ですでに、顧客から協力が得られない場合には、最終的には**ほふり(証券保管振替機構)**＋ジェイリス/J-LIS から直接取得できるように対応策を講じている。これにより、税務調査の効率化も狙っている。

証券口座への付番(2019 年)

マイナンバーが付された証券口座情報の効率的な利用について

証券口座に係るマイナンバーの取得が進んでいない状況を踏まえ、上場株式等の振替事務を行っている証券保管振替機構(ほふり)がマイナンバーで検索可能な状態で加入者情報を管理すること等をマイナンバー法上位置付け、マイナンバー法施行前に開設された証券口座(既存口座)について地方公共団体情報システム機構(J-LIS)からのマイナンバーの取得・証券会社等への提供を可能とするとともに、国税通則法・地方税法の改正により、国税・地方税の税務調査でマイナンバーが付された証券口座情報を効率的に利用できるよう所要の措置を講ずる(令和2年4月1日施行)。



2019 年度税制改正(納税環境整備関係)

◆預貯金口座付番義務づけ見送りは“偽装”？

昨年後半に、「銀行の預貯金口座のマイナンバー管理は見送り」とマスコミ報道されていた。ところが、2020年11月27日に開催された、政府のデジタル・ガバメント閣僚会議のマイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ第5回会合では、次のような内閣官房の付番拡大プランが示された。

「本人の同意を前提とし、一度に複数の預貯金口座への付番が行える仕組みや、マイナポータルからも登録できる仕組みを設け、預貯金口座への付番を推進。加えて、相続時や災害時において、預貯金口座の所在を国民が確認できる仕組みを新たに設けることを検討」する。

具体的には、政府のデジタルプラットフォームであるマイナポータルや、新たに預金保険機構にデジタルプラットフォームを設け、それらを介して、国民・納税者が、自己や被相続人(故人)の金融口座の所在や情報を受け取れる仕組みの導入を提案した。

ちなみに、内閣官房説明資料「預貯金口座への付番等」では、“預貯金口座へのマイナンバー付番を軸とした国民の利便性向上策(案)”は、次のとおり。

預貯金口座へのマイナンバー付番を軸とした国民の利便性向上策(案)

1. 今般の新型コロナウイルス対策の給付金においては、個人が振込口座情報を申告する必要があったため、申請者や、確認作業を行う職員の負担となり、迅速な給付のボトルネックとなった。また、マイナンバーを利用することができず、照合作業が非効率なものとなった。これを踏まえ、国民の利便性を向上させるサービスを創設する。
2. 具体的には、国民が自らの判断で、公金受取のための口座登録と、保有する口座へのマイナンバー付番の同意を行うことにより、
 - ① 様々な給付金を、簡単な手続で受け取れるようにするとともに、
 - ② 災害時・相続時に、通帳を紛失したり、口座がわからなくても、口座の所在を確認できるようにする。
3. そのために、
 - (1) マイナンバー付きの公金受取口座を国に登録する制度を創設する。
(注) この登録は、金融機関の窓口やオンラインで行うことができるようにする。また、年金の裁定申請、確定申告時に、この登録を同時に行えるようにする。
 - (2) 相続の発生や災害に備え、あらかじめ口座へのマイナンバーの付番の同意を得たうえで、預金保険機構が、本人の既にマイナンバー付番された口座以外の口座に付番するサービスを創設する。
(注) この同意も、金融機関の窓口やオンラインで行うことができるようにする。また、休眠口座の発見にもつながることになる。
 - (3) 相続発生時、災害時に、本人がマイナンバーを提示すれば、マイナンバーで付番しておいた口座の所在を確認できる制度を創設する。

以上のような、ワーキンググループに内閣官房が提出した説明資料「預貯金口座への付番等」では、“付番は任意”というスタンスを維持している。しかし、これは当面の間のスタンスであろう。長期的には中国型の“絶対逃げきれない”デジタル/データ監獄の構築を目指しているのは間違いない。したがって、「銀行の預貯金口座のマイナンバー管理は見送り」のマスコミ報道は正しくない。

預貯金口座は人口の何倍も存在する。金融機関も、膨大な数の口座への付番事務をさばき切れない。そこで、1口座は、「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録」の対象としマイナンバー管理を義務づける。その一方で、他に口座を持っている場合、これらのマイナンバー管理は、付番環境が整うまでしばらくの間“任意”とする。国民の警戒感を解くために、こんな巧妙に煙幕を張ったプランが準備されたとみてよい。いわば、当面の時間稼ぎの“偽装”工作とみてよい。

政治と不透明なカネの事件が相次ぐ。鶏卵生産大手から多額の現金を受領したとされる吉川貴盛元農相(70)や、国会議員であった河井克行・杏里夫妻の違法な政治資金問題など留まるところを知らない。庶民のふところの番号監視よりも、議員や高級官僚をターゲットとした「ステータス番号」(仮称)を導入するなどして、政治とカネの透明化を急ぐのが先ではないか。「そんなもの要らない」というのなら、庶民の金融口座の番号監視など軽々に導入してはいけないのではないか。

◆個人の預貯金口座へのマイナンバー付番関係 ～2021 年デジタル改革関連法案

デジタル国家総動員体制を目指す菅政権は、個人の預貯金口座へのマイナンバー付番のプランを実現をねらいに、2021年(1月18日～)の204国会(常会)に、一連の2021年デジタル改革関連法(案)において、次のような法案を提出した。

一連の法案のうち、法案⑤&④は、上記2020年11月27日に開催された政府のデジタル・ガバメント閣僚会議で下ごしらえした「預貯金口座への付番プラン」を盛り込んだものである。

⑤預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律(案)(内閣府本府・金融庁・財務・厚生労働・農林水産・経済産業省)

④公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(案)(内閣府本府・金融庁・財務省)

④⑤は内閣府のサイト

<https://www.cao.go.jp/houan/204/index.html>

●「個人の預貯金口座へのマイナンバー付番(2021 年デジタル改革関連法案の概要)」

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案の概要

<予算関連法案>

公的給付の迅速かつ確実な支給のため、預貯金口座の情報をマイナンバーとともにマイナポータルにあらかじめ登録し、行政機関等が当該口座情報の提供を求めることができることとともに、特定公的給付の支給のためマイナンバーを利用して管理できることとする。

個人の預貯金口座への付番(2021 年)

1. 公的給付支給等口座の登録

預貯金者は、公的給付の支給を受けることができる一の預貯金口座を、以下いずれかの方法により内閣総理大臣に申請し、マイナンバーとともに登録を受ける。

①マイナポータルからオンライン申請、②預貯金者の同意により、行政機関が取得又は保有する口座情報の提供、③金融機関における登録申請

2. 行政機関等への口座情報の提供

行政機関の長等は、公的給付の支給等に必要があるとき、内閣総理大臣に対し、登録された口座情報の提供を求めることができる。

3. 特定公的給付の支給の迅速かつ確実な実施のための仕組み

(1) 特定公的給付

内閣総理大臣は、①国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に支給されるもの 又は
②経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給されるもの、を特定公的給付として指定する。

(2) マイナンバーを利用した管理 行政機関等の長は、特定公的給付の支給に係る情報について、マイナンバーを利用して管理することができる。

※施行日：公布日から2年以内（特定公的給付に係る規定は公布日、金融機関における申請は公布日から3年以内）

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案の概要

<予算関連法案>

デジタル社会形成基本法案に定めるデジタル社会の形成についての基本理念にのっとり、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保に資するとともに、預貯金者の利益の保護を図るため、預貯金者の意思に基づくマイナンバーの利用による預貯金口座の管理に関する制度及び災害時又は相続時に預貯金者又はその相続人の求めに応じて預金保険機構が口座に関する情報を提供する制度を創設する。

1. マイナンバーの利用による預貯金口座の管理に関する制度

(1) 金融機関に対する
申出等

・預貯金者は、口座がマイナンバーにより管理されることを希望する旨の申出をすることができる。
・金融機関は、口座開設その他重要な取引を行うとき、預貯金者に対し、上記希望の意思の有無を確認しなければならない。

(2) 預金保険機構
による通知等

・金融機関は、預貯金者に対し、他の金融機関が管理する預貯金口座についても希望の有無を確認し、本人特定事項及びマイナンバー等を預金保険機構に対し通知する。
・預金保険機構は、通知された本人特定事項及びマイナンバー等を他の金融機関に対し通知する。
・通知を受けた金融機関は、預貯金者の本人特定事項等をマイナンバーにより検索することができる状態で管理しなければならない。

2. 災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報を提供する制度

・災害救助法の適用区域に居住していた預貯金者は、金融機関において、口座を有する金融機関の名称を提示し、当該口座の情報の提供を求めることができる。
・相続人は、金融機関において、その被相続人を名義人とする口座に関する情報の提供を求めることができる。

3. 預金保険機構の業務の特例等

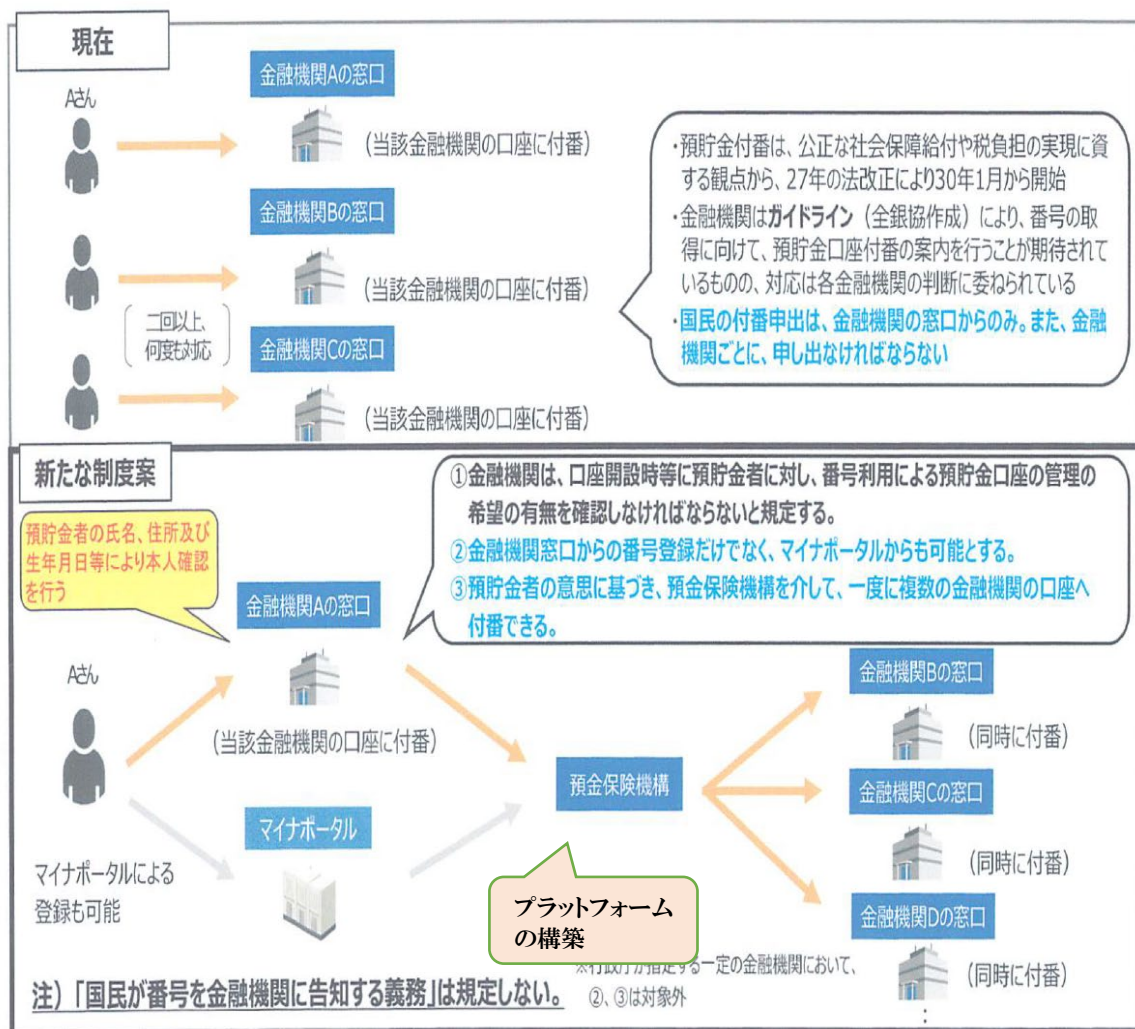
・新法に基づき預金保険機構が新たに担う業務を規定 等 ※施行日：公布日から3年以内（一部を除く）

1

2021 年度 デジタル改革関連法案(個人の預貯金口座へのマイナンバー付番関係)

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理

預貯金者の意思に基づくことを前提とし、一度に複数の金融機関の預貯金口座への付番が行える仕組みや、マイナポータルからも登録できる仕組みを創設し、個人番号の利用による預貯金口座への付番を促進する

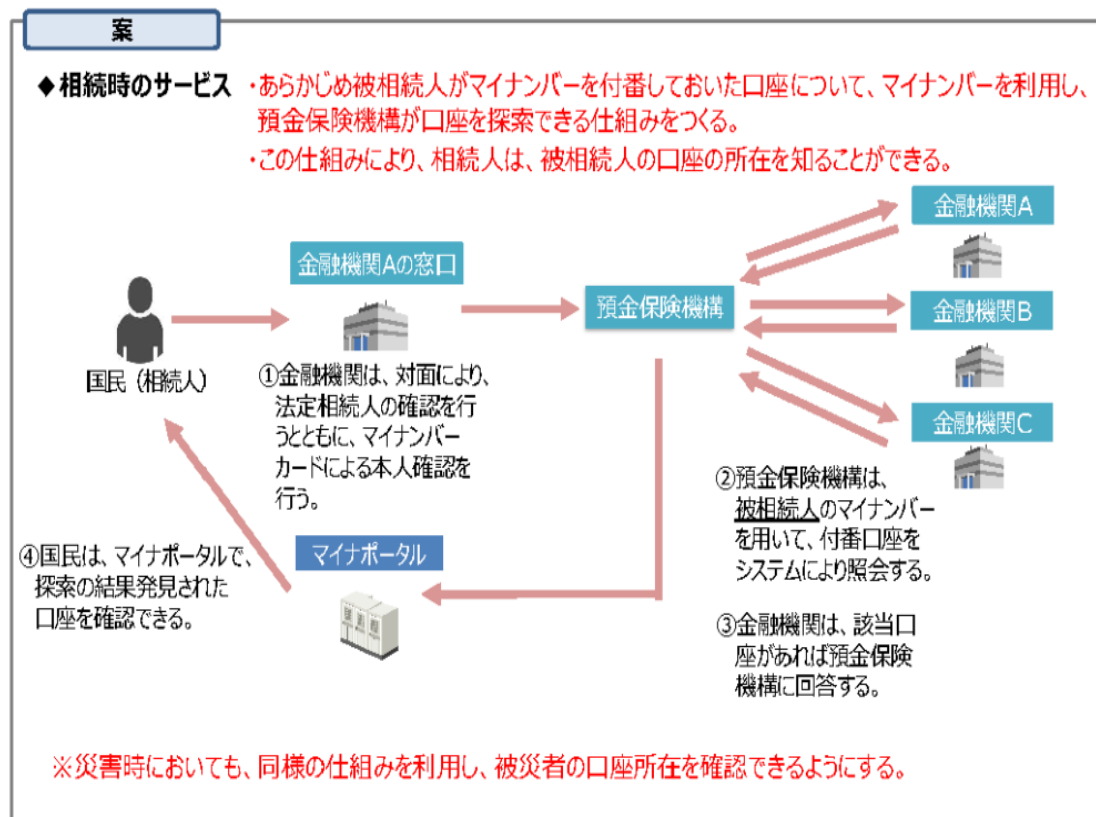


◆政府が構想する「相続税サービス」とは何か

前期の内閣官房説明資料「預貯金口座への付番等」の資料では、とくに、**相続の発生や災害に備えて**、あらかじめ銀行口座へのマイナンバーの付番の同意を得たうえで、**預金保険機構**が、本人のすでにマイナンバーが付番された口座以外の口座に付番する サービスを創設する、としている。やさしく言えば、“国が国民に代わり番号で金融口座を管理してやる”といった、余計なお世話の仕組みが“相続税サービス”だ。

こうした提案は、相続税が関係してくる幅広い国民や税の専門職などにも大きな影響を及ぼす。役人が主導で一方向的にまとめあげてはいけないのではないか。

2. 預貯金口座への付番について（イメージ）（2/2）



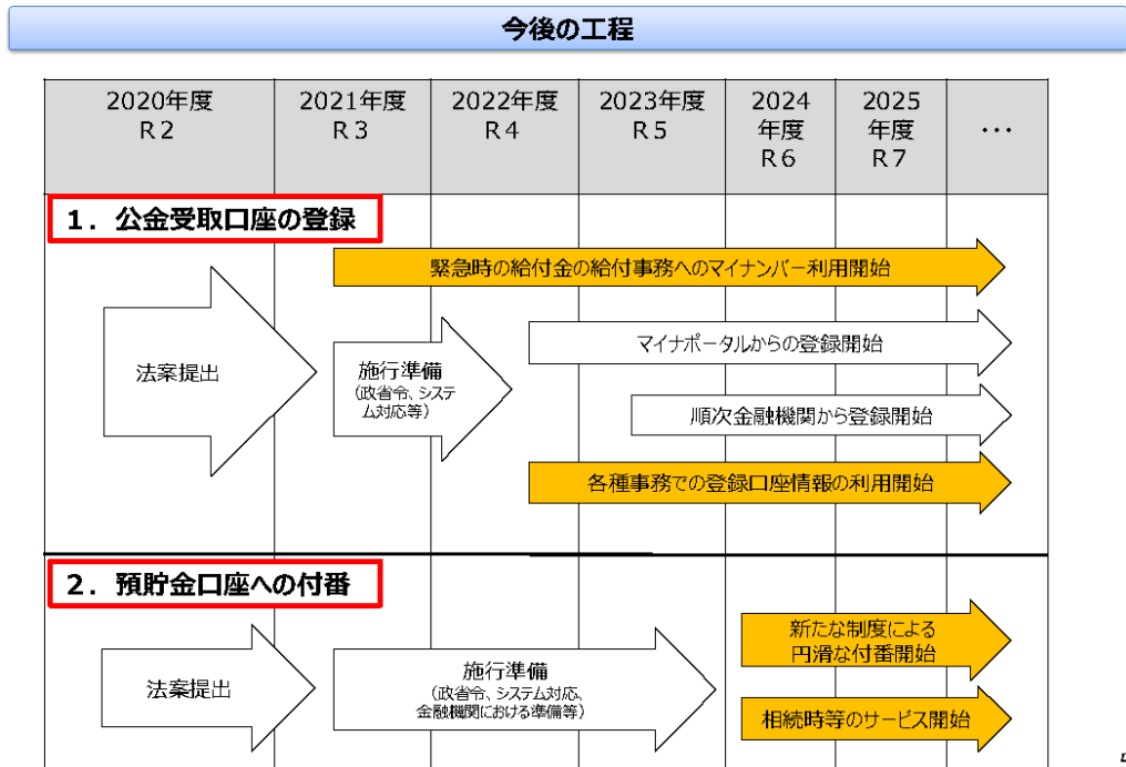
4

内閣官房説明資料では「**預金保険機構**」の機能を拡大して、金融機関やマイナポータルにマイナンバーを登録すると、預金保険機構のデジタルプラットフォームを介してその他の金融機関の口座にも付番する仕組み【①～④】を提案している。

相続時に金融機関で法定相続人の確認とマイナンバーカードによる本人確認をすると、預金保険機構のデジタルプラットフォームを使って各金融機関に金融口座があるかをデータ照合して、マイナポータルで回答となっている。

本来、**預金保険機構**（2020 年度：定員 411 人）は、金融機関が破綻したときに、預金者保護（ペイオフ）、つまり金融口座情報を集めて名寄せする仕事为本務である。普段から複数の口座を持つ人の預金が合計でいくらになるかを割り出す「名寄せ」を進めている。ただ、今日金融機関はそんなにたやすく破綻しない。そこで、組織の存続もかねて、不良債権回収・責任追及や特定回収困難債権の買取り、休眠預金等活用法などさまざまな業務を担当している。

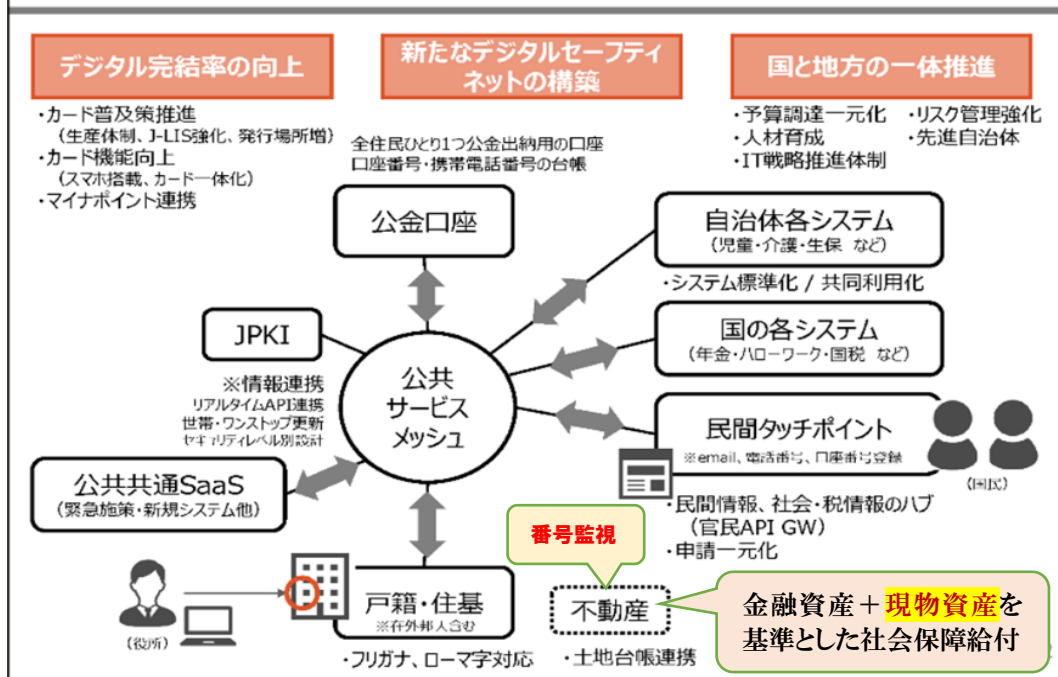
内閣官房の構想/デジタル改革法案では、法律（預金保険法）を改正して、預金保険機構がデジタルプラットフォームを使って各金融機関に金融口座があるかをデータ照合して、マイナポータルで回答する仕組みを構築する。現在、預金保険機構は、マイナンバーを利用できる。なお、今後の工程は、次のようになる。



5

●菅政権の“国定マスターキー/マイナンバーによる国民監視大作戦”

国と地方の真のデジタル化に向けて目指すべき姿（2025年）



【出典】ワーキンググループ(WG) 報告 有識者提出資料

2021年(1月18日～)の204国会(常会)では、不動産登記法の改正および新法の「相続土地国庫帰属法案」が成立する。この改正および新法は、放置されている所有者不明土地の解消に向けた民法や不動産登記法の改正に加え、新法の「相続土地国庫帰属法」の制定がねらいである。相続登記を義務化し、違反者に過料を科すことが柱である。所有者不明の土地は、相続時に登記が変更されないことなどから生じ、国の調査で国土の約2割に相当する。しかし、これまで登記簿からは現在の所有者が分からないため、公共事業や民間取引の障害になっていた。そこで今回、相続人に対し、土地の取得を知った日から3年以内の登記申請を求め、正当な理由なしに登記を怠れば10万円以下の過料を科すとするもの。

なお、上記 **菅政権の“国定マスターキー/マイナンバーによる国民監視大作戦**での「不動産の番号(マイナンバー)監視」は、今般の制度刷新とは別次元の提案である。不動産登記法などを改正し、登記簿にマイナンバーを付番し管理しようとするものである。これにより、株や預貯金などの金融資産に加え、不動産など現物資産を番号管理の対象にし、個人資産をトータルに国家監視しようとするのである。将来的には、トータルな個人資産をもとに社会保障給付や各種公的保険負担を決めようとするものである。いわゆる「個人社会保障会計口座」の創設につながるプランである。「保険」とは何か、深読みが要る。

◆むすびにかえて～人権を大事にする野党に期待する

残念ながら、今の野党のデジタルの知見レベルでは、菅政権の超危ない**デジタル国家総動員体制**、**デジタル監視国家**づくり、実質、人権ゼロの「**デジタル国家総動員法**」であるデジタル改革関連法案に正面から深く斬り込めない。

役人が仕上げた税制改正法に加え、役人が仕上げた超危ないデジタル改革関連法までもが、ほぼ無修正で国会を通過してしまうのではないか。こんな常態の立法府は、血税の無駄遣いそのものではないか。週刊誌依存の追及発言でお茶を濁し、国民の信託などどこ吹く風、無責任体制のなかでの居心地のよさを享受する「上級国民」と化しているのではないか。しまいには、役人が仕上げた法案に誤りが多すぎるとクレームをいう。クールになって考えて欲しい。議員の本務は、法律をつくることにあるはずだ。憲法41条は「国会は、……国の唯一の立法機関である。」と書いてある。ところが、「法律は行政府の役人がつくるもの」と信じて疑わない議員も多い。だから、法案に誤りがあると“行政府の役人が悪い”と、憲法の本旨とぶつかる発言を繰り返す。まさに責任感が麻痺してしまっている。これでは、唄を忘れたカナリヤ同然である。

単純比較は難しいが、アメリカが2020年5月に打ち出した新型コロナウイルス感染症ワクチン開発計画「ワープ・スピード作戦」の予算は1兆円規模である。これに対して、わが国でのワクチン開発予算は、実質的に欧米や中国の10分の1にも及ば

ない。これは、政府は2020年度の3次にわたる補正予算に盛り込まれたコロナワクチン開発・生産支援額をみればよくわかる。第1次補正が100億円程度、第2次は国内外で開発されたコロナワクチンの国内生産用の施設・設備に1,400億円、第3次が国内開発に1,200億円である。

菅政権のコロナ禍の出口戦略は不透明で、検査は徹底できず、ワクチン供給の見通しも暗い。三密回避とマスク装着推奨と、相変わらず“精神論と竹やり”で、“インパール”の繰り返しだ。

菅首相は2021年3月31日の衆院内閣委員会で、マイナンバー制度に関連するこれまでの国費支出が8,800億円に上ると説明した。「背番号が先か、ワクチンが先か」誰にでもわかることではないか。マイナンバーカード保有が3月末時点で全国民の28%を超え、申請も4,500万件弱で36%超えたと誇る。だが、これで受けられるデジタル行政サービスなどほとんどない。“デジタル監視国家”、“デジタル収容所列島”構想だけが進む。まさに、菅政権の“デジタル国家総動員体制づくり”優先の愚策で、国民のいのちやくらしが大きな犠牲を強いられている。

人権を大事にする野党には、政府追及の矛先を、リアルの問題に加え、人権を蝕むデジタル化の問題にも精鋭化して欲しい。「**人権が護られてはじめてデジタル化はゆるされる**」をモットーに、大惨事悪乗り恐怖政治、コロナ・ショック・ドクトリン政治の菅政権に果敢に対峙して欲しい。

危険な背番号の使われ方にストップをかけ、人権を護るための対案を用意して対峙して欲しい。

【進言】納税者の権利が護られてはじめてデジタル化はゆるされる

カナダは個人番号が国民背番号にならないように法律でストップかけた
 カナダは、社会保険番号(SIN=Social Insurance Number)の利用が、エスカレートし、事実上の国民背場号(de fact National Identification Number)になり、人権に対するインパクトが大きくなり社会問題化していった。そこで、2004年に連邦議会は、個人情報保護・電子資料法(Personal Information Protection and Electronic Documents Act)を制定し、SINの利用を納税や社会保障などの分野に限定した。これにより、SINは、部外秘の個人情報とみなされ、かつ普遍的なID番号としての利用は禁止された。(CNN ニュース 82 号参照)
<http://www.pjj-web.net/cnn/CNN-82.pdf>